

米粉処理設備増設及び同設備の建屋工事として 395,400 千円の事業費の内、約 46.7%を補助金として交付されている。

なお、同社は平成 21 年度にも米粉処理設備の設置に伴い、460,364 千円の事業費の内 230,182 千円の補助金を交付されている。

## ii 検出事項

特になし。

## ⑫県産農産物の安全・安心 PR 事業費補助金

### i 事業の概要

#### (i) 事業の内容

県産農産物の安全・安心 PR 事業費補助金は、安全な農産物を提供していることを積極的にアピールし、消費者の信頼確保への取組みを支援し、原発事故により低迷した県産農産物の消費回復・拡大を図ることを目的とした補助金である。

県産農産物の積極的な PR のため行われる下記事業について支援を行っている。

- ・とちぎの農作物元気アピールキャンペーン

県内外における PR イベント等の実施

- ・安全・安心・元気アピールキャンペーン

県内各市町や関係団体が実施する安全性 PR に係る取組みに対する助成

- ・リスクコミュニケーションの実施

放射性物質の影響に関する専門家による講演及び意見交換会の開催

- ・県産農産物の安全性普及啓発事業

新聞広告や Web による情報発信等

#### (ii) 交付先及び交付金額

(単位：千円)

市町名	事業実施主体	総事業費	負担区分	
			県補助金	市町・他
栃木県内・首都圏	JA 全農とちぎ	2,080	800	1,280
宇都宮市	宇都宮市農林業祭開催委員会	1,072	536	536
壬生町・岩舟町	下野農業協同組合	1,445	690	755
那珂川町	那須南農業協同組合	1,146	500	646
佐野市	佐野農業協同組合	1,397	400	997
足利市	足利市農業協同組合	1,543	400	1,143
その他			7,817	
合計			11,143	

以下、JA 全農とちぎの実施した事業について示す。

イベント等の実施内容

事業実施主体	地区名	年月日	内容
JA 全農とちぎ	栃木県内	平成 23 年 11 月 5 日	とちぎ和牛の試食・PR
	首都圏	平成 23 年 11 月～12 月	とちぎ和牛、とちぎ霧降高原牛の試食・PR
	栃木県内	平成 23 年 12 月 3、4、17 日	とちぎ和牛、とちぎ霧降高原牛の試食・PR
	栃木県内	平成 24 年 2 月 9 日、3 月 3 日	とちぎ和牛の試食・PR

情報の発信

事業実施主体	年月日	内容
JA 全農とちぎ	平成 23 年 11 月～平成 24 年 3 月	とちぎ和牛、とちぎ霧降高原牛、日光高原牛の販促資材を店舗・消費者へ配布した

当事業の支出内容は以下のとおりである。

(単位：千円)

事業内容	事業費	支払先	備考
配布用販促資材作製	1,359	印刷会社 他	のぼり、ティッシュ、シール、ポスター等
販売促進イベント	721	JA 職員、生産者 他	販売促進時旅費、日当
合計	2,080		

(単位：千円)

事業主体	補助事業に要する経費	負担区分		補助率
		県補助金	JA 全農とちぎ	
JA 全農とちぎ	2,080	800	1,280	1/2 以内

ii 検出事項

- ・イベントの一過性排除と重点的な実施（意見）

補助金の目的は、県産農産物の安心・安全の PR にあり、スーパーや百貨店で実施したイベントが一過性とならないように手法の工夫が求められる。また、県産野菜の消費の多くが首都圏であることから、今後、首都圏での重点的な実施を検討すべきである。

### ⑬東日本大震災農業生産対策事業費補助金

#### i 事業の概要

東日本大震災農業生産対策事業費補助金は、東日本大震災からの速やかな農業生産の復旧等を図るため、被害を受けた共同利用施設等の補修等の支援を目的とした補助金である。復旧整備等を主とする共同利用施設の整備事業費補助金と、販売力回復に向けた品質向上対策を主とする推進事業費補助金からなる。

#### (i) 農業・食品産業強化対策整備事業費補助金（共同利用施設の復旧整備等）の内容

農業協同組合等が実施主体となった 23 の整備事業について、補助金を交付し支援を行った。平成 24 年度への繰越事業として 2 事業が実施継続中である。

(単位：千円)

導入年度	市町名	事業実施主体名	事業概要	対象作物名	補助事業に要する経費	国庫補助金	補助率	左記のうち、生産振興課分
23	佐野市	佐野農業協同組合	穀類乾燥調製施設の整備	水稻	29,925	14,250	1/2 以内	14,250
23	那須烏山市	那須南農業協同組合	穀類乾燥調製施設の整備	水稻・麦	15,120	7,200	1/2 以内	7,200
23	高根沢町	塩野谷農業協同組合	穀類乾燥調製施設の整備	水稻・麦・大豆	16,171	6,837	1/2 以内	6,837
23	その他 19 件				75,264	36,706	1/2 以内	17,131
① 備事業計					134,946	64,431		45,418

#### (ii) 農業・食品産業強化対策推進事業費補助金（販売力の回復に向けた品質向上対策）の内容

農業協同組合等が実施主体となった 43 の推進事業について、補助金を交付した。

(単位：千円)

導入年度	市町名	事業実施主体名	事業概要	補助事業に要する経費	国庫補助金	補助率	左記のうち、生産振興課分
23	全域	酪農とちぎ農業協同組合	力強い酪農経営復興対策	775,466	94,578	定額	-
23	全域	栃木県酪農業協同組合	力強い酪農経営復興対策	362,536	47,586	定額	-
23	全域	箒根酪農業協同組合	力強い酪農経営復興対策	43,512	5,148	定額	-
23	その他 40件			163,844	88,765	定額、 1/2以内	25,531
② 進事業計				1,345,359	236,077		25,531

合計 (①整備事業 + ②推進事業)				1,480,306	300,508		70,949
--------------------	--	--	--	-----------	---------	--	--------

## (iii) 交付先及び交付金額

はが野農業協同組合等指定を受けた団体に 70,949 千円の補助金を交付している。総事業費の大きかった上位 3 件の補助対象事業は以下のとおりである。

## ・佐野農業協同組合

特定被災区域内の老朽化した牧ライスセンターの機能高度化を図るため、復旧整備事業の支援を行った。

(単位：千円)

分野	事業概要	事業費
産地競争力の強化	老朽ライスセンターの機能高度化 遠赤外線穀類乾燥機他プラント一式	29,925

(単位：千円)

事業主体	補助事業に要する経費	負担区分		補助率
		国庫補助金	佐野農業協同組合	
佐野農業協同組合	29,925	14,250	15,675	1/2以内

## ・那須南農業協同組合

東日本大震災により被災した乾燥調製施設の復旧整備の実施により、地域農業の

推進を図るため、復旧整備事業の支援を行った。

(単位：千円)

分野	事業概要	事業費
産地競争力の強化	被災に伴う乾燥調製施設の復旧整備 (荷受施設、一時貯留施設、乾燥施設、調製施設、集排じん設備、附帯設備)	15,120

(単位：千円)

事業主体	補助事業に 要する経費	負担区分		補助率
		国庫補助金	市町費及び那須 南農業協同組合	
那須南農業協同組合	15,120	7,200	7,920	1/2 以内

・塩野谷農業協同組合

震災により、一部損壊の被害が出た施設の復旧を図るため、復旧整備事業の支援を行った。

(単位：千円)

分野	事業概要	事業費
産地競争力の強化	穀類乾燥調製貯蔵施設の復旧整備 高根沢中央カントリーエレベーター (乾燥施設、貯蔵施設、集排じん設備、付帯施設等) 高根沢北部カントリーエレベーター (貯蔵施設、付帯施設等)	16,171

(単位：千円)

事業主体	補助事業に 要する経費	負担区分		補助率
		国庫補助金	塩野谷農業協同組合	
塩野谷農業協同組合	16,171	6,837	9,334	1/2 以内

ii 検出事項

特になし。

## (6) 畜産振興課

### ① 栃木県肉用牛肥育経営緊急支援対策事業費補助金

#### i 事業の概要

##### (i) 事業の内容

###### (ア) 目的

本県で飼養されている牛の出荷制限（平成 23 年 8 月 2 日付け原子力災害対策本部指示）については、平成 23 年 8 月 25 日に一部解除が行われ、平成 23 年 8 月 29 日から県産牛のと畜が再開されたところであったが、出荷制限指示を受けて以降は、県内全域で全面的に肉用牛の出荷が滞る事態となり、肥育農家においては、約 1 ヶ月間、出荷適期を迎えていた牛を出荷できずに飼養管理しなければならず、経済面及び労力面で負担を強いられてきた。

そのため県として、出荷制限中に出荷適齢期の牛を飼養していた肥育農家に対して、出荷遅延牛 1 頭当たり配合飼料代 1 ヶ月相当分（但し、18 千円／頭以内）を支援することにより、肉用牛肥育経営の経済的な負担軽減を図ることとしている。

###### (イ) 事業実施主体及び対象者

事業実施主体は社団法人栃木県畜産協会（以下「畜産協会」という。）で、事業対象者は、栃木県内に居住し、牛の肥育（専ら肉量の増加を目的として飼養することをいう。）を行うものであって、自ら飼養管理を行っているものである。

但し、肥育牛の預託農家や、飼料費の負担を伴わず配合飼料の供給を受けている飼養農家は除かれる。

###### (ウ) 事業対象牛

この事業の対象となる牛は、出荷制限指示日（平成 23 年 8 月 2 日）において次に掲げる月齢の肥育に供される牛（搾乳及び繁殖に供される雌牛を除く）であって、「出荷・検査方針」に基づく全戸検査の実施前日（平成 23 年 8 月 2 日）までの期間に飼養管理しているものである。

なお、上記期間中に死亡、転用したものを除く。

但し、従来から次に掲げる月齢以外に飼養管理している場合にあっては、協会が知事の承認を受けて別に定める月齢とすることができる。

肉専用種 : 29 ヶ月齢以上から 34 ヶ月齢以内

交雑種 : 27 ヶ月齢以上から 32 ヶ月齢以内

乳用種 : 18 ヶ月齢以上から 23 ヶ月齢以内

###### (ii) 交付先

畜産協会

(iii) 交付金額

127,004 千円

(交付内訳)

品 種	交付対象農家数(戸)	出荷遅延牛頭数(頭)	配合飼料代等(千円)
肉専用種	243	2,133	32,342
交雑種	89	2,672	40,908
乳用種	29	3,451	53,580
(確認事務費)	—	—	174
合 計	361	8,256	127,004

ii 検出事項

特になし。

②肉豚価格安定事業費補助金

i 事業の概要

(i) 事業の内容

(ア) 目的

豚肉の需給及び輸入動向の影響による肉豚価格の低落時に、養豚経営者の損失を補填することにより、養豚経営の安定的発展に資することを目的としている。この事業は、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）が肉豚を販売することを目的として豚を飼養する畜産者を営む者（以下「養豚事業者」という。）の損失を補填するために養豚経営安定基金（以下「養豚基金」という。）を造成し、機構が算定する豚枝肉平均価格が、生産コストに相当する価格として機構が定める補償基準価格を下回った場合にその差額の 8 割を、機構が養豚基金から養豚補填金として養豚事業者に交付する事業である。

(イ) 補助対象

県は、機構が行う養豚補填金の交付に要する養豚基金の資金造成経費に対して補助する。機構事業の事務委託先である畜産協会は、機構から参加者、販売報告、積立金請求額、補填金交付等のデータの提供を受け四半期毎に積立金を拠出している。一方養豚事業者は、生産者積立金（580 円／頭）を機構に直接納付することになるが、県の補助事業への参加するためには各農協等を通じて、事業主体である畜産協会へ事業への参加を申し込むことになる。そこで県は、取りまとめを行う畜産協会へ養豚基金の資金造成経費として、生産者積立金の 10 分の 1 を補助する。

(ii) 交付先  
畜産協会

(iii) 交付金額  
29,963 千円

ii 検出事項  
特になし。

### ③県産優良繁殖牛保留強化事業補助金

#### i 事業の概要

##### (i) 事業の内容

優良繁殖牛の積極的な県内留保を促進し、和牛繁殖基盤の強化と本県産素牛による「とちぎ和牛」の生産振興を図る目的で、県産優良繁殖牛を農家へ貸し付けるために、農業協同組合が行う県産優良繁殖牛の導入に要する経費を補助金の交付対象としている。

補助率は、補助対象経費の 6 分の 1 以内で、1 頭当たりの補助額の上限は、100 千円としている。

(ii) 交付先  
那須野農業協同組合及び塩野谷農業協同組合

(iii) 交付金額  
1,134 千円

ii 検出事項  
特になし。

### ④力強い酪農経営復興事業費補助金

#### i 事業の概要

##### (i) 事業の内容

##### (ア) 目的

平成 23 年に発生した東日本大震災以降の速やかな農業生産の復旧を図るための特別措置として、国の東日本大震災農業生産対策事業による施策が実施され、その中の「産地競争力の強化」の一つとして「力強い酪農経営復興対策」が実施された。力強い酪農経営復興対策事業は、東日本大震災により打撃を受けた生産



基盤を回復するために、計画的な乳用牛の導入及び生産者への粗飼料の供給を行うことを目的としている。

(イ) 事業実施主体及び対象者

県としては、国の定めた東日本大震災農業生産対策交付金実施要綱に基づき、東日本大震災農業生産対策事業費補助金として国から受けた交付金を、乳牛の導入にあっては1頭当たり66千円及び被災生産者へは国が定めた粗飼料供給の額を事業実施主体である各酪農業協同組合へ交付している。各酪農業協同組合は、交付された補助金を各組合員に対して補助対象金額を支給している。

(ii) 交付先

各酪農業協同組合

(iii) 交付金額

183,474千円(国庫補助)

ii 検出事項

特になし。

⑤ 稲わら等処理緊急対策事業費補助金

i 事業の概要

(i) 事業の内容

(ア) 目的

東日本大震災による原子力災害に伴い、農地や森林等が放射性物質により汚染され、農林業の継続や地域住民の生活にも大きな影響を与えている。

放射性物質による汚染により農林業において利用が困難となった農林産物、その他副産物及び農業生産資材(以下「農業系汚染廃棄物」という。)の処理等を行い、放射性物質の除去を図るため、国による放射線量低減対策特別緊急事業(農業系汚染廃棄物処理事業)が実施されている。その中で、稲わら等処理緊急対策事業は、農業者や周辺住民等の安全性を確保することや円滑な農業生産活動を維持するため、速やかに汚染稲わら等(汚染稲わら、堆肥、牧草及び腐葉土)を処理することを目的として実施されている。

(イ) 補助対象

公益財団法人栃木県農業振興公社(以下「農業振興公社」という。)が、放射線量低減対策特別緊急事業(農業系汚染廃棄物処理事業)実施要綱に基づき行う、汚染稲わら等の処理(隔離一時保管、埋却等)に係る経費に対して、事業に要する経費の10分の10以内を補助する。

(ウ) 事業の内訳

品目	対象地域	放射性セシウム濃度 (ベクレル/kg)	処理量 (トン)	処理区分	事業費 (千円)
稲わら	県内全域	9,670～ 126,000	107	隔離一時 保管及び 埋却	40,779
牛ふん堆肥	県内全域	8,500～ 27,000	536	隔離一時 保管	27,366
牧草	県内全域	8,000 以下	1,136	隔離一時 保管及び 埋却	40,855
計			1,779		109,000

(ii) 交付先

農業振興公社

(iii) 交付金額

109,000 千円 (国庫補助)

ii 効果

東日本大震災による原子力災害に伴い、農業系汚染廃棄物の処理を実施し、汚染により通常の経営が困難になった農業経営の回復と、地域農業の復興を推進した。

iii 検出事項

・指名競争入札及び見積合わせの効果 (意見)

放射線量低減対策特別緊急事業 (農業系汚染廃棄物処理事業) の 23 の工区について請負工事費の実施設計書を検証したところ、下記の結果が判明した。

指名競争入札 5 工事 設計金額に対する契約額の落札率  
98%落札 4 件 96%落札 1 件

見積合わせ 18 工事 設計金額に対する契約額の落札率  
95%以上落札 11 件 95%未満落札 7 件

上記のように落札率の大半が 95%となっている。この事業は特別緊急事業という性格のためやむを得ない面もあり、積算が低額に設定されているためであると考えられるが、指名競争入札及び見積合わせの効果が十分に発揮されることが望

まれる。

## ⑥畜産振興促進対策事業費補助金

### i 事業の概要

#### (i) 事業の内容

畜産振興促進対策事業費補助金交付要領によれば、この補助金は、畜産コンサルタント等設置事業費補助金と畜産指導体制強化促進事業費補助金とを合わせて畜産振興促進対策事業費補助金と総称している。このうち監査対象としたのは、畜産コンサルタント等設置事業費補助金である。

畜産コンサルタント等設置事業費補助金の交付目的は、畜産経営の健全な発展を助長し農業生産性の向上と農業所得の増加を図ることとしている。補助金の交付対象は、畜産協会が畜産コンサルタント等を設置するに要する経費（地方競馬全国協会補助による畜産コンサルタント等を設置する経費及び前者以外の畜産コンサルタント等を設置する経費）である。

#### (ii) 交付先

畜産協会

#### (iii) 交付金額

3,400 千円

### ii 検出事項

#### ・補助金交付対象事業費の詳細な計算（指摘事項）

補助金の交付対象事業費の積算根拠として職員人件費が計上されている。しかし、その人件費の集計及び人数割合の算出の仕方については、計算の積上げ過程の説明資料が不十分である。補助金交付対象事業費の算定は、もっと詳細に行い翌年度の予算に反映させるべきである。

## ⑦草地畜産基盤整備事業費補助金

### i 事業の概要

#### (i) 事業の内容

農業者の戸別所得補償制度等の生産・経営関係施策の円滑な実施を図るためには、戦略作物（麦、大豆、飼料作物、米粉用米、飼料用米、稲発酵粗飼料用稲、そば、なたね及び加工用米をいう。以下同じ。）や地域振興作物の生産性を向上させる農地や農業用排水施設等の農業生産基盤の整備が重要である。

このため、戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業は、効率的な生産が可能なまと

まった農地が広がる地域であって戦略作物の生産拡大や耕地利用率の向上等に取り組む地域を対象として、地域のニーズに応じた農業生産基盤の整備を行うことで、生産・経営関係施策と相まって、食料自給率の向上と農業の多面的機能の維持を目指す国の事業である。この事業は五つの事業からなっており、その中の一つが草地畜産基盤整備事業である。

草地畜産基盤整備事業は、畜産経営の法人化及び協業化、後継者への経営継承等を契機として、担い手への土地利用集積の加速的推進による規模拡大の実現や地域内の土地資源を新たに飼料生産基盤に活用することによる畜産主産地の形成を推進するため、営農目標推進計画において飼料自給率の向上に係る目標を定めて行う飼料生産基盤の整備について支援する事業である。

また、国は農山村地域において、農業農村、森林、水産、海岸の各分野でそれぞれが実施してきた既存の事業を見直し、農山漁村地域のニーズに即して作成された計画に基づき、農林水産省の各公共事業を自由に選択できるとともに、自治体の創意工夫によって、より事業効果を高める事業も実施が可能となる使い勝手の良い新たな地域自主戦略交付金を創設し農山村地域の総合的な整備を推進するため、地域自主戦略交付金制度を制定し、この要綱に基づき実施される事業に要する経費に対し、予算の範囲以内において都道府県に交付金を交付するものとしている。この交付金の交付対象事業の一つが上記の草地畜産基盤整備事業であり、もう一つが畜産環境総合整備事業である。

畜産環境総合整備事業は、将来にわたり畜産主産地としての発展が期待される地域において、地方の裁量により総合的な畜産経営の環境整備を行い、地域営農の持続的発展と生活環境の改善及び地域社会の活性化を図ることを目的として実施される事業である。

県は、上記国の戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業及び地域自主戦略交付金制度を受けて、草地畜産基盤整備事業費補助金として畜産担い手育成総合整備事業費及び畜産環境総合整備事業費に区分して、各補助金交付要領を定めて国の補助金に加えて県の補助金を交付している。

#### (ア) 目的

- ・ 畜産担い手育成総合整備事業費補助金

担い手への土地利用集積による規模拡大、地域土地資源の飼料生産基盤への活用による畜産主産地形成を促進することを目的とする。

- ・ 畜産環境総合整備事業費補助金

総合的な畜産経営環境整備を行い、家畜排せつ物等の地域資源のリサイクルシステム又は悪臭発生防止モデルを構築することにより、畜産経営に起因する環境汚染の防止と畜産経営の合理化を促進するとともに、草地景観等の多面的機能を活用することより、都市住民や地域住民への憩いの場や教育の場として

提供しつつ、地域の自然に配慮した草地整備を行い、もって地域畜産の持続的発展と生活環境の改善及び地域社会の活性化を図ることを目的とする。

(イ) 補助対象

・ 畜産担い手育成総合整備事業費補助金

農業振興公社が、畜産担い手育成総合整備事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき行う次に掲げる事業に要する経費である。

基本施設整備事業

草地造成改良

草地整備改良

野草地整備改良

放牧用林地整備

施設用地造成整備他 8 施設等

農業用施設整備事業

隔障物の新設又は改良

家畜保護施設の新設又は改良

電気導入施設の新設又は改良

飼料調製貯蔵施設の新設又は改良

肥飼料庫の新設又は改良他 7 施設等

地域活性化施設整備事業

畜産を主体とした活性化を図るための施設等の新設又は改良

農機具等導入事業

農機具、看視用家畜の導入

土地利用円滑化事業

土地権利の調整と土地利用計画の策定

事業推進事務費

・ 畜産環境総合整備事業費補助金

草地畜産活性化型事業に対してであり、この事業は、草地の持つ多面的機能を活用し、地域の環境整備を行うため、基本施設整備事業及び利用施設整備事業を行う事業である。農業振興公社が行う、次に掲げる事業に要する経費である。

基本施設整備事業

草地等造成改良

草地等整備改良

野草地整備改良

牧野樹林整備

水質浄化林・浄化水路造成整備他 6 整備  
施設整備事業  
草地景域活用活性化施設整備  
家畜排せつ物処理施設整備  
電気導入施設整備  
隔障物整備  
家畜保護施設整備他 5 整備  
土地利用円滑化事業  
事業推進事務費

(ii) 交付先

- ・畜産担い手育成総合整備事業費補助金  
各市町を通して農業振興公社
- ・畜産環境総合整備事業費補助金  
各市町及び農業振興公社

(iii) 交付金額

567,797 千円

(内訳)

- ・畜産担い手育成総合整備事業費補助金  
443,721 千円 (当年度分 305,716 千円、繰越分 138,005 千円)  
(内国庫補助 310,462 千円、県補助 133,259 千円)

下記の補助金及び補助対象事業費を抽出して検証した。

当年度分

那須北Ⅱ地区 (那須塩原市) 95,368 千円の補助対象事業費 152,489 千円  
那須北Ⅲ地区 (那須塩原市) 48,056 千円の補助対象事業費 77,616 千円  
しもつけ地区 (栃木市) 111,274 千円の補助対象事業費 158,441 千円

繰越分

那須北Ⅰ地区 (那須町) 45,490 千円の補助対象事業費 72,738 千円  
那須北Ⅱ地区 (那須塩原市) 54,977 千円の補助対象事業費 88,117 千円

- ・畜産環境総合整備事業費補助金  
124,076 千円 (当年度分 99,723 千円、繰越分 24,353 千円)  
(内国庫補助 64,459 千円、県補助 35,264 千円)

下記の補助金及び補助対象事業費を抽出して検証した。

当年度分

栃木北西地区（那須町）36,778千円の補助対象事業費70,616千円  
請負工事費140,998千円の内契約金額が1,000千円以上の工事  
繰越分

栃木北西地区（那須町ほか）24,353千円の補助対象事業費34,574千円

## ii 検出事項

### (i) 畜産担い手育成総合整備事業費補助金

#### ・事業推進事務費の適正な計算（指摘事項）

事業費明細表によると、上記の4地区全ての基本施設整備事業及び農業用施設整備事業の事業推進事務費の事業費が、それぞれ基本施設整備事業費及び農業用施設整備事業費のほぼ10%で計上されている。

畜産担い手育成補助金交付要領によれば、農業振興公社が、畜産担い手育成総合整備事業実施要綱に基づき行う、事業推進事務費使途基準に掲げる事務に要する経費として補助対象経費が規定されている。そこには、事務に要する経費とだけ規定されて10%の定めはない。また、事業推進事務費の取扱いについて必要な事項を定めた畜産公共事業における事業推進事務費積算要領（平成22年5月20日制定、以下「積算要領」という。）によると、事業推進事務費の積算として下記のとおり定めている。

#### 対象経費

事業主体が事業を執行するに当たり必要な人件費、旅費等の事務的経費とし、畜産担い手育成補助金交付要領及び畜産環境総合整備事業費補助金交付要領（以下「畜産環境補助金交付要領」という。）の別表に定める経費に限る。

#### 積算

次式により算出した金額以下とし、80,000千円を上限とする。

事業推進事務費＝工事費×事業推進事務費率

事業推進事務費率：10%

この積算要領によると、上限が10%と定められているだけであり、10%と規定している訳ではない。

実際の事業推進事務費は、工事費（基本施設整備事業費及び農業用施設整備事業費等）の10%で計算されており、抽出して検証した事業推進事務費は、以下のとおりである。

(単位：千円)

地 区	基本施設整備事業費の事務費	農業用施設整備事業費の事務費	事務費に対する 県補助金
那須北Ⅰ繰越分	1,118	5,494	4,134
那須北Ⅱ繰越分	1,278	6,730	4,995
那須北Ⅱ当期分	2,352	11,509	8,666
那須北Ⅲ当期分	904	6,152	4,368
しもつけ	856	13,547	10,116
合 計	6,508	43,432	32,279

上記表の地区毎の事業推進事務費は、事業別収支試算表として科目別に累計額が計算されているが、事業推進事務費と事業別収支試算表の累計額は全て一致している。しかし、ここで疑問なのは、事業別収支試算表の累計額が本当に実際に要した金額なのかということである。基本施設整備は草地造成改良、草地整備改良及び施設用地造成整備等の事業に区分され、農業用施設整備は障害物整備、畜舎整備、家畜排泄物処理施設、酪農設備及び飼料調整貯蔵施設等の事業に区分される。前者は草地関係の事業であり、後者は施設関係の事業である。事業の性質が全く異なる事業であるが、共に事業費に対して10%の事業推進事務費が計算されている。本来であれば、事業別収支試算表に実際に発生した事業推進事務費が科目別に配賦集計されて、配賦集計の計算過程を示す配賦表があるはずである。上記の事業の性格が全く異なる事業であれば、その事業に実際に要した事業推進事務費はそれぞれ異なった金額が算出されて、各事業に対する割合も10%でなく様々な割合が出てきて良いはずである。しかし、事業推進事務費を集計したとされる事業別収支試算表の累計額は事業費の10%に一致して、科目別にその内訳明細が計算されている。その計算過程を示す配賦集計表は作成されていない。

上記表のしもつけ地区の例で考えると農業用施設整備事業の事業推進事務費は13,547千円であり、この計算根拠となる工事費は135,498千円である。工事の内訳は、畜舎整備2棟65,687千円、家畜排泄物処理施設1棟13,498千円、酪農設備29,038千円及び飼料調整貯蔵施設1基27,275千円である。これらの工事を全て建築物と仮定した場合、一般的には設計費は3~5%であるとされている。事業推進事務に係る作業は、その要する期間や労力、資材等からみて設計事務よりも大きく上回るとされているが、その根拠を示す配賦集計表は作成されていない。

事業推進事務費について実際に要する額を積算することは非常に労力を要するものであるため、困難な作業になることが予想される。しかし、事業推進事務費が一律工事費の10%で積算されていて、この費用に対して県の補助金が60%ないし75%の率で交付されている現状を考えると、事業推進事務費に対して交付される補助金も全て実際にかかった費用に対してなのかという疑問が生じる。事業推進事務



費の正確な把握ができる体制の構築が早急に求められる。現実的な対応としては、過去の作業時間、使用料及び実際の支出額等の実績に基づいて予算編成を行い、この予算額を基にした額を補助金の交付申請額とし、実際の支出を集計した額によって補助金の確定金額を算出することが考えられる。

(ii) 畜産環境総合整備事業費補助金

・事業推進事務費の適正な計算（指摘事項）

事業費明細表の事業推進事務費についても、工事費（基盤整備事業費及び施設整備事業費）の10%で計算されており、抽出して検証したものは以下のとおりである。

（単位：千円）

区 分	基盤整備事業費の事務費	施設整備事業費の事務費	農業機械等導入の事務費	事務費に対する補助金
栃木北西地区繰越分	1,148	266	5,004	2,263
栃木北西地区当期分	2,420	690	—	1,482
合 計	3,568	956	5,004	3,745

上記表の栃木北西地区においても、畜産担い手育成総合整備事業費補助金で述べたことと同様のことが指摘できる。

特に、上記の農業機械等導入の事業推進事務費5,004千円に対しては、1,583千円の補助金が交付されている。農業機械等導入の明細は、機械庫1棟の建築工事費24,003千円及び農機具導入費26,036千円（トラクター3台及びロールベアラー1台の購入代金24,255千円とラッピングマシン1台及びロールグラブ1台の購入代金1,781千円の合計金額）となっており、合計金額は50,040千円である。この金額に対して10%で算出した5,004千円が事業推進事務費として計算されている。しかし、実際にこのような事務費がかかるのか疑問であり、10%の事業推進事務費の根拠が求められる。事業推進事務として要した費用を集計し、この事務費に対して補助金の確定金額を算出すべきである。

・指名競争入札の効果（意見）

当期分及び繰越分の請負工事8件について、執行台帳及び実施設計書を検討したところ設計金額に対する落札率が95%以上の工事が7件と8割を超えており、大半が95%以上となっている。農業振興公社における設計額の積算は、公社独自の基準に則って行われ設計額が比較的安価になる傾向があるとしても、指名競争入札の効果が十分に発揮されることが望まれる。

## (7) 農地整備課

### ①団体営調査設計事業費補助金

#### i 事業の概要

##### (i) 事業の内容

市町、土地改良区、土地改良区連合及び栃木県土地改良事業団体連合会（以下「県土連」という。）が実施主体となって、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（基盤整備促進事業）等の団体営土地改良事業の計画及び全体設計を作成する事業で、この事業に助成する補助金である。基盤整備促進事業とは市町等が実施する受益面積が5ヘクタール（ha）以上の農業用排水施設及び農道の整備事業をいう。

県土連とは土地改良事業を行う者の協同組織により、土地改良事業の適切かつ効率的な運営を確保し、及びその共同の利益を増進することを目的に、土地改良法に基づき設立された営利を目的としない法人である。

県土連の会員は栃木県内の各市町、土地改良区及び土地改良区連合であり、役員は各市町の首長及び土地改良区の理事長が持ち回りで務めている。

土地改良区とは、土地改良法に基づく土地改良事業を施行することを目的として、同法に基づいて設立された法人である。土地改良区の構成員たる組合員は当該土地改良区の地区内の農用地で耕作又は畜産の業務を営む者他と定められている。平成24年4月1日現在で栃木県内に132の土地改良区がある。

土地改良区連合とは複数の土地改良区がその事業の一部を共同して行うため、土地改良法に基づいて設立する法人である。平成24年4月1日現在で栃木県内に6の土地改良区連合がある。

##### (ii) 交付先

県土連

##### (iii) 交付金額

7,475千円

#### ii 検出事項

特になし。

### ②農地集団化推進事業費補助金

#### i 事業の概要

##### (i) 事業の内容

ほ場整備事業等の円滑な推進を図るため、計画策定の基本となる地形図の作成や換地

計画の基礎となる各種調査（登記簿・公図等の調査及び農地集積に係るアンケート調査等）や換地設計基準案の作成を支援するための補助金である。

ほ場整備とは水田や畑の区画整理であり、農地の区画形状の変更、水路や道路の整備、農地の排水改良などを一体的に実施する総合事業である。また、同時に換地制度により農地を移動して点在している農地の集団化を行うものである。

ほ場整備の実施により大型機械の導入と合理的な水管理ができるようになり、農作業に必要な時間の短縮、経営規模の拡大、新しい作物の導入が可能になる。

補助率は県 70%であり、そのうち国は 50%を負担している。

(ii) 交付先

県土連

(iii) 交付金額

4,932 千円

ii 検出事項

特になし。

③県単農業農村整備事業費補助金

i 事業の概要

(i) 事業の内容

市町、土地改良区及び土地改良区連合が実施する国庫補助の対象とならない小規模（受益面積が 5ha 未満）な農業の生産条件や生活環境などの整備、並びに農村環境や地域資源の保全に向けた整備等を支援する事業である。

具体的には農道整備事業、かんがい排水施設の整備事業及び農業用施設管理事業に補助金が交付されている。

補助率は以下のとおりである。

農道整備	県 20～40%	市町 20%
かんがい排水施設	県 35%	市町 20%
農業用施設管理事業	県 35%	市町 20%

(ii) 交付先

各市町、各土地改良区及び各土地改良区連合

佐野市土地改良区及び思川西部土地改良区を抽出して検証した。

(iii) 交付金額

256,074 千円

## ii 検出事項

### ・ 随意契約の場合の契約金額の妥当性（意見）

事業費のうち、測量設計は県土連が随意契約により実施している。土地改良区の内規では 50 万円以下の契約では随意契約が認められているが、今回はこの額を超えているケースがある。土地改良区等の会計細則に規定されている随意契約とすることができる場合に該当するのであれば、根拠とする条項とその理由を併いに記載するべきであり、該当しないのであれば、入札により業者を決定するべきである。また、土地改良区では他社から見積書を徴するなど契約金額の妥当性の検証をしていない。土地改良区等の会計細則には「随意契約によろうとするときは、なるべく 2 人以上の者から見積書を徴するものとする」との記載がある。よって、随意契約の場合には 2 以上の者から見積書入手し、契約金額の妥当性を検討すべきである。なお、栃木県財務規則運用通知第 161 条関係 2 に掲げられている場合に類し、2 以上の者から見積書を徴する必要が認められないのであれば、合理的な理由を併いに記載するべきである。

## ④農業経営高度化支援事業費補助金

### i 事業の概要

#### (i) 事業の内容

基盤整備を通じて担い手の育成、担い手への農地利用集積を促進すると共に、水田経営所得安定対策の対象者など、より高度な経営体を育成し農地の利用集積を図ることを目的としている。

具体的には、ほ場整備事業により整備された生産性の高い農地を目標年度までに高度経営体及び特定高度経営体に集約し、その集積向上率及び集積率に応じて補助金を助成する。

担い手とは促進計画に位置づけられた認定農業者等をいう。

高度経営体とは担い手であって一定規模（栃木県では 4ha）以上の農地を集約するとともに、対象農地を農地として利用し、かつ、国が定める環境規範を遵守する認定農業者等をいう。

特定高度経営体とは高度経営体であり、かつ、家族農業経営にあっては、地区外も含めた経営等農用地の面積が 10ha 以上の者、法人経営及び集落営農経営にあっては、地区外も含めた経営等農用地の面積が 25ha 以上の者をいう。

負担割合は国 50%、県 50%である。

#### (ii) 交付先

各土地改良区

荒川南部土地改良区を抽出して検証した。

(iii) 交付金額

129,620 千円

ii 検出事項

- ・農作業受委託契約書の写しの添付漏れ（指摘事項）

この補助金は高度経営体及び特定高度経営体に農地を集約した度合い（集積向上率及び集積率）に応じて交付される。集約の方法は農地の売買、賃貸借、及び農作業受委託の3種類がある。

農作業受委託により集約されたとしている農地の中に、農作業受委託契約書の写しを添付していないものがあつた。受委託契約書の写しが無いものは、集団転作同意書が存在するが、これは集団転作に参加する旨が定められたものであり、これとは別に、その農地の農作業受委託を定めたものが必要である。

このため、荒川南部土地改良区は、農作業受委託契約書の写しを添付する必要がある。

⑤基盤整備促進事業費（農業用排水）補助金

i 事業の概要

(i) 事業の内容

地域の実態に即した土地基盤の整備及び農用地の利用集積等の推進を図り、農業の生産性の向上、効率的・安定的な農業経営の確立等を促進するための事業である。

具体的には市町、土地改良区及び土地改良区連合が実施する受益面積が5ha以上の農業基盤整備事業（農業用排水施設）に対して助成する。

補助率は国50%、県15%である。

(ii) 交付先

各市町、各土地改良区及び各土地改良区連合

佐野市土地改良区を抽出して検証した。

(iii) 交付金額

138,837 千円

ii 検出事項

- ・随意契約の場合の契約金額の妥当性（意見）

検出事項は③県単農業農村整備事業費補助金と同じである。

## ⑥基盤整備促進事業費（農道）補助金

### i 事業の概要

#### (i) 事業の内容

地域の実態に即した土地基盤の整備及び農用地の利用集積等の推進を図り、農業の生産性の向上、効率的・安定的な農業経営の確立等を促進するための事業である。

具体的には市町等が実施する受益面積が 5ha 以上の農業基盤整備事業（農道）に対して助成する。

補助率は国 50%、県 15%である。

#### (ii) 交付先

各市町

小山市を抽出して検証した。

#### (iii) 交付金額

125, 211 千円

### ii 検出事項

#### ・農地の買収単価（意見）

農道整備のための用地買収を行っているが、その購入単価は 4, 690～4, 950 円/m<sup>2</sup>であった。用地買収の対象農地は市街化調整区域の農業振興地域内の農用地であり、農地としての通常取引では 1, 000 円/m<sup>2</sup>以下で取引されている。買収単価は通常の約 5 倍であり、著しく高い。これに対して、買収後に農道となるので農地法 5 条許可を前提にした価格のため、当該買収単価は適正であるという見方もある。当該農道は場所柄、一般の第三者の通行はあまり見込めず、もっぱら農地の所有者の通行及び農作業の便益のためのものである。農地所有者の便益を図るため農道を整備し、更に通常より高い価格で農地を買収することになれば、農地所有者に二重の便益を与えることになる。

農道整備等、専ら農地所有者の便益を図るための農地の買収価格は農地としての通常取引価格が妥当なのか、あるいは農地法 5 条許可を前提にした価格が妥当なのかを検討する必要がある。

#### ・土地評価調書の未作成（指摘事項）

当該農道は完成後に市道認定される予定である。また、農地法 5 条許可を前提にした買収であれば、土地評価調書の作成が必要であり、これに基づき用地買収が行われるべきであった。しかしながら小山市は鑑定評価書を入手したのみで土地評価調書の作成を行っていない。県は確認検査時に土地評価調書が作成され、適切に用地買収の手続きが実施されたことを確認すべきであった。

## ⑦新農業水利システム保全対策事業費補助金

### i 事業の概要

#### (i) 事業の内容

地域水田農業ビジョンの実現に向けて、担い手への管理の集中・増大といった農地の利用集積等への制約要因を除去し合理的な水利用と管理の省力化を実現する新たな農業水利システムの構築を支援する事業である。

具体的には農地の利用集積等の目標が明確化されたビジョンが策定され、農業水利システム保全計画の策定が確実に見込まれている一定規模以上の水利区域において、水利施設の機能診断、水利用と管理のあり方の技術的検討、農業水利システム保全計画の作成、及び管理省力化施設整備事業（省力化のための除塵機の設置、分土工の自動化等及び畑地化、畑作本作化のための調整池の設置等）に助成している。

保全計画の補助率は国 100%であり、管理省力化施設整備事業は国 50%、県 20%である。

#### (ii) 交付先

那須野ヶ原土地改良区連合

#### (iii) 交付金額

16,396 千円

### ii 検出事項

特になし。

## ⑧戦略作物生産拡大関連基盤緊急整備事業費補助金

### i 事業の概要

#### (i) 事業の内容

農業者戸別所得補償制度に係る戦略作物（麦、大豆、そば、なたね、飼料作物、加工用米等）の生産拡大のための用排水施設の改良等に対して助成する事業である。

具体的には戦略作物等の生産拡大に支障となっている排水不良や施設の老朽化等による用水不足等に対応するため、一定のまとまりのある区域の緊急的な暗渠排水や水路の補修等の整備に対して助成している。

補助率は国 50%、県 15%である。

#### (ii) 交付先

各土地改良区

佐野市土地改良区及び思川西部土地改良区を抽出して検討した。

(iii) 交付金額

39,403 千円

ii 検出事項

・ 随意契約の場合の契約金額の妥当性（意見）

検出事項は③県単農業農村整備事業費補助金と同じである。

⑨農地・農業用施設災害復旧事業費補助金

i 事業の概要

(i) 事業の内容

豪雨等の災害により被災した農地、農業用施設の復旧工事に対して助成する事業である。震災の影響で交付金額が例年に比べ多額となった。主な事業主体及び交付金額は以下のとおりである。

(単位：千円)

事業主体	交付金額
那珂川町	125,472
日光市	24,280
那須塩原市	10,677
那須烏山市	52,299
那須町	47,299
さくら市	41,559
鹿沼市	11,321
高根沢町	23,192
大田原市	15,306
芳賀町	16,773
真岡市	12,205
大田原市土地改良区	25,218
那須野ヶ原土地改良区連合	46,906
その他	147,837
合計	600,344

(ii) 交付先

各市町、各土地改良区及び各土地改良区連合



(iii) 交付金額  
600,344 千円

ii 検出事項  
特になし。

#### ⑩土地改良区育成強化事業費補助金

##### i 事業の概要

###### (i) 事業の内容

土地改良区の事業運営基盤強化のため、統合整備に対して助成する事業である。

具体的には土地改良区が行う組織基盤強化計画策定事業や土地改良区が行う統合再編整備事業に助成し、土地改良区の合併等を促し、土地改良区の事業運営基盤強化を図るものである。

補助率は県 100%である。

(ii) 交付先  
各土地改良区

(iii) 交付金額  
1,829 千円

ii 検出事項  
特になし。

#### ⑪土地改良施設管理費補助金

##### i 事業の概要

###### (i) 事業の内容

土地改良施設の機能保持と耐用年数の確保を図るため、施設整備補修を行う土地改良区等に助成する事業である。当該事業は下記の 3 事業に区分される。

###### (ア) 土地改良施設維持管理適正化事業

土地改良区等は農業水利施設の整備補修のため適正化事業に加入し、予定される総事業費の 30%を 5 年間均等に県土連経由で、全国土地改良事業団体連合会に積み立てる。県は土地改良区等の積立金と同額の補助金を県土連に拠出し、これも全国土地改良事業団体連合会に積み立てられる。実際に整備補修が行われる際には、全国土地改良事業団体連合会から県土連経由で土地改良区等に積み立てられた資金が支払われる。

(イ) 施設改善対策事業

水田地域において需要に応じて米と米以外の作物が生産される望ましい生産構造の実現に資するため、必要な土地改良施設の整備改善を図るための制度であり、積立期間は3年である。他は土地改良施設維持管理適正化事業と同じである。

(ウ) 排水機場維持管理経費補助金

排水施設の効率的運営を図り、もって地域内における農業生産の維持及び増進を図るため、土地改良区の排水施設の維持管理に要する経費の一部を助成する。

補助率は以下のとおりである。

土地改良施設維持管理適正化事業	国 30%、県 30%
施設改善対策事業	国 30%、県 30%
排水機場維持管理経費補助金	動力費は県 50%、人件費は県 33%

(ii) 交付先

土地改良施設維持管理適正化事業	県土連を経由して土地改良区等
施設改善対策事業	県土連を経由して土地改良区等
排水機場維持管理経費補助金	各土地改良区

(iii) 交付金額

57,176 千円

ii 効果

土地改良施設維持管理適正化事業及び施設改善対策事業は土地改良区等が計画的に資金を積み立てることにより、計画的な土地改良施設の整備補修が実現できている。

iii 検出事項

特になし。

⑫土地改良負担金総合償還対策事業費補助金

i 事業の概要

(i) 事業の内容

担い手育成支援事業により、国が公募により定めた団体が土地改良区等に行う助成に対し、その一部を助成する事業である。

具体的には担い手育成支援計画の認定を受けた土地改良区等に対して、担い手育成支援計画に定められた地区に係る土地改良負担金の償還利息の一部を助成する。

(ii) 交付先

県土連を經由して各土地改良区及び各市町

(iii) 交付金額

5,811千円

ii 検出事項

・ 確認検査の不備（指摘事項）

県土連に往査し、当該助成予定額の具体的な計算方法を担当者に質問したところ、地区ごとの農地利用集積に係る助成額の算出表に記載された助成予定額を補助金申請の基礎にしているが、不明との回答を得た。また、当該助成額の算出表は繰上げ償還が無ければ数字に変更がないので当初作成したものを引き続き利用しているとのことであった。そのため、年に2回、繰上げ償還等に関する調査票を各土地改良区等から入手し、繰上げ償還の有無を確認している。しかしながら、平成24年2月に塩原土地改良区から入手した調査票の償還額と助成額の算出表の償還額には差異が生じていた。従って、交付すべき補助金の額が誤っている可能性がある。

県は、補助金が県土連から各土地改良区や市町に対し適切に支出されているかという点から検査しているが、県土連が行っている繰上げ償還の有無に関するチェック体制についても精査すべきであった。

・ 繰上げ償還の有無の確認方法（意見）

繰上げ償還の有無の確認方法は、各土地改良区等が作成する調査票に替えて金融機関から入手する借入金の残高証明書を提出させる方法が確実に望ましい。

⑬ 国営造成施設管理体制整備促進事業費補助金

i 事業の概要

(i) 事業の内容

農業・農村を取り巻く社会情勢の変化（混住化、高齢化、農業経営等）に対応し、土地改良区等が管理する国営造成施設において農業水利施設がもつ多面的機能（洪水調整、防災機能等）の発揮について、地域における取り組みを促進する観点から、県が市町と連携し土地改良区及び土地改良区連合の管理体制の整備と強化を図ることを目的とした事業である。

具体的には国営造成施設が防災等の農業以外の用途にも役立つように、新たな管理設備の設置に係る費用、施設管理費等に助成をしている。

補助率は国50%、県25%、市町25%である。

那須野ヶ原土地改良区連合における国営造成施設の他目的使用の実績は以下のとおり。